養蜂振興法施行細則

（昭和32年４月16日規則第50号）
改正 昭和33年９月11日規則第110号
昭和34年６月 ２日規則第 66号
昭和63年11月７日規則第107号
平成 元年３月31日規則第 68号
平成 ９年３月28日規則第 ８号
平成12年３月31日規則第205号
最終改正年月日：平成25年３月29日規則第48号

養蜂振興法施行細則をここに公布する。

養蜂振興法施行細則

（蜜蜂の飼育の届出）
第１条　養蜂振興法（昭和30年法律第180号）（以下、「法」という。）第３条第１項の規定による蜜蜂の飼育の届出及び同条第３項の規定による変更の届出は、別記第１号様式の届出書によるものとする。

（転飼の許可の申請）
第２条　養蜂振興法施行規則（昭和30年農林省令第45号）第２条に規定する転飼の許可の申請書は、別記第２号様式によるものとする。

（身分を示す証明書の様式）
第３条　法第９条第２項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記第３号様式によるものとする。

附　則
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（昭和33年９月11日規則第110号）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（昭和34年６月２日規則第66号）
この規は、昭和34年７月１日から施行する。
附則（昭和63年11月７日規則第107号）
１　この規則は、公布の日から施行する。
２　この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、昭和64年３月31日までの間使用することを妨げない。
附則（平成元年３月31日規則第68号）
この規則は、公布の日から施行する。
附則（平成９年３月28日規則第８号）
１　この規則は、平成９年４月１日から施行する。
２　この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書

等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

３　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、平成９年５月 31 日までの間使用することを妨げない。

附則（平成 12 年３月 31 日規則第 205 号）

１　この規則は、平成 12 年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の養蜂振興法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の養蜂振興法施行細則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附則（平成 25 年３月 29 日規則第 48 号）

１　この規則は、平成 25 年３月２９日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の養蜂振興法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の養蜂振興法施行細則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

別記第１号様式（第１条関係）

蜜蜂飼育届出書・蜜蜂飼育変更届出書

平成　　年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

現住所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名　　㊞

養蜂振興法第３条第１項（第３項）の規定により、次のとおり蜜蜂の飼育（蜜蜂の飼育の変更）について届け出ます。

記

１　　年　月　日現在蜜蜂飼育状況

飼　育　場　所	飼育蜂群数

２　　年蜜蜂飼育計画

番号	飼　育　場　所	飼育予定 最大計画蜂群数	飼　育　期　間
1			1月1日から　　月　日まで
2			月　日から　　月　日まで
3			月　日から　　月　日まで
4			月　日から12月31日まで

３　届出事項の変更

従来の届出の内容	変更した内容	変更の理由	変更日	番号
			月　日	
			月　日	

注　１　氏名又は代表者氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
２　電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯番号の番号としてください。
３　飼育計画は、1月1日から12月31日までの期間について記入してください。
４　飼育場所は、字、番地まで記入してください。
５　本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は、防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。
６　本届出書を蜜蜂飼育変更届出書として使用する場合は、「１　　年　月　日現在蜜蜂飼育状況」の欄及び「２　　年蜜蜂飼育計画」の欄の記入は不要です。
なお、蜜蜂飼育計画を変更する場合には、「３　届出事項の変更」の「番号」の欄に、当初の届出書の蜜蜂飼育計画に記載されている番号を記入してください
７　届出書には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
８　用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

別記第２号様式（第２条関係）

蜜　蜂　転　飼　許　可　申　請　書

平成　　年　　月　　日

北　海　道　知　事　　様

現住所
通信連絡場所
電話番号
氏名又は名称及び代表者氏名　　㊞

次のとおり転飼したいので、許可されるよう手数料を添え、養蜂振興法第４条第１項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者の住所及び氏名	備考
			月　日から 月　日まで		
			月　日から 月　日まで		
			月　日から 月　日まで		

注　１　氏名又は代表者氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
　　２　電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯番号の番号としてください。
　　３　転飼しようとする場所は、字、番地まで記入してください。
　　４　本申請書に記載された内容については、蜂群の配置調整又は、防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用します。
　　５　申請書には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。
　　６　用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

別記第３号様式（第３条関係）

（表）

第　　号

写 真	所属 職 氏名 年　　月　　日生

身分証明書

上記の者は、養蜂振興法第９条第１項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。

年　　月　　日

北海道知事　　印

縦　９センチメートル
横　６センチメートル

（裏）

養蜂振興法（抜粋）

（報告及び立入検査）

第９条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度額において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。